

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人美濃加茂国際交流協会の役員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬及び費用の支給)

第2条 この法人は、常勤及び非常勤にかかわらず、役員報酬は一切支給しない。ただし、旅費等の実費は支給することができる。

(補則)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、社員総会が別に定める。

(附則)

この規程は、2024年11月5日から施行する。